

新型コロナウイルス予防対策認定実行委員会設定 新型コロナウイルス予防対策の為の「宿泊施設取組ガイドライン 兼 チェックリスト」

本ガイドラインは「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を基に、長崎大学に監修を依頼し設定をしたオリジナルの「ガイドライン」となります。

ガイドラインの内容については新型コロナウイルス含む社会情勢の変化をみながら、長崎大学からアドバイスをいただき随時変更していく場合もございます。

項番	項目	具体的実施事項	チェック欄
【1】	施設内の衛生環境整備	① 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置を行う	
		② 施設の定期的な換気(午前・午後・夕刻)を行う	
		③ 施設内の定期的な消毒(1日2回以上)を行う	
		④ アルコールを用いて、拭き掃除を行う	
		⑤ 人と人が対面する場所ではアクリル板・透明ビニールカーテン等で飛沫感染防止策を実施する	
		⑥ エレベーターのボタン等の共用部分における複数人が触れる場所については頻繁な消毒を行う	
【2】	従業員に対して	① 衛生管理の責任者を設けている	
		② 従業員に対しての検温、体調不良者の確認を行う	
		③ 従業員に感染症の濃厚接触者が出た場合の2週間の健康観察期間を設けている	
		④ ユニフォームや衣類は衛生面に注意し、毎日洗濯する。毎日洗濯できないユニフォームやスーツについては、消毒用アルコールの噴霧(約20センチの距離からまんべんなく3回スプレー)で除菌する	
		⑤ 手洗いや手指消毒の徹底を図る	
		⑥ 従業員に対して感染症対策の内容を説明し、実践してもらう	
		⑦ 従業員間の感染症の最新情報等を情報共有できる環境整備を行う(紙面での掲示等)	
		⑧ 長崎大学監修のビデオ教材の受講をしている	
		⑨ 厚生労働省が推奨する新型コロナウイルス接触確認アプリの案内をしている	
【3】	来客に対して	① 入館時に必ずアルコール消毒を行う	
		② 感染症予防の方法を記したポスターなどを掲示し、対策を励行する(せきエチケットなど)	
		③ グループ間距離の確保(ディスタンスング)を実施する (例:列に並ぶお客の数を制限する、グループ間は離して座らせる)	
		④ 入館時に密を避けて体温チェックを求める。体調不良(※1)あった場合、【7】-①の通り病院での受診を依頼する。病院の受診が困難な場合(時間・立地)は隔離部屋(隔離エリア)(【7】-②)での滞在を依頼し、行動記録経緯	

		書(様式第 2 号)に記入をしていただく。(館内滞在中にお客様から申告があった場合についても同様の対応)	
		⑤ 退館時に体調不良(※1)の方が発生した場合、隔離部屋(隔離エリア)(【7】-②)に案内し、行動経緯記録書(様式第 2 号)に記入をしていただく。記入後は速やかに病院での受診を勧める。	
		⑥ 厚生労働省が推奨する新型コロナウイルス接触確認アプリの案内を行う	
【4】	食事に関して	① 調理設備と食事の提供場所は十分に清掃・消毒している	
		② 入場時に手洗いまたは手指消毒の徹底をしている	
		③ 横並び着席の推奨、テーブルの間隔を保ち、三密を避ける工夫に取り組んでいる	
		④ 食事会場における人数、滞在時間の制限を設けるなど、三密を避ける工夫に取り組んでいる	
		⑤ 利用の都度、備品などの清拭消毒を行う	
		⑥ 食事会場の換気強化を行う	
		⑦ 従業員とお客様の接触を極力減らす(料理説明をメモに変更など)	
【5】	清掃に関して	① ゴミは定期的に回収している	
		② ゴミを処理するときにはマスクと手袋を着用し、袋に密閉してから捨てている	
		③ ゴミを処理した後は手洗い、消毒を行っている	
		④ 清掃時にはマスク等・使い捨て手袋の着用を行う	
		⑤ 使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒を行う	
		⑥ マスクは燃えるゴミへ捨てる	
【6】	トイレに関して	① トイレ設備は正常に機能している	
		② 固形せっけんではなく液体せっけんやアルコール消毒等を設置している	
		③ トイレは清掃と消毒を 1 日に最低 3 回以上実施している 便器については次亜塩素酸ナトリウムもしくは界面活性剤を用いた清掃を行う	
		④ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する	
		⑤ ハンドドライヤーの使用を中止し、共通のタオルの利用は禁止する	
		⑥ 常時換気をオンにしておくなど換気に留意する	
【7】	新型コロナウイルス疑い例(※1)のお客様が発生した場合の対応に関して	① 疑い例のお客様が来館した際には最寄りの病院の受診が受けることができる体制が整っている	
		② 疑い例のお客様が出た場合に備えて事前に「隔離部屋(隔離エリア)」を決めておく	
		③ 館内滞在時に疑い例のお客様が発生した際には「隔離部屋(隔離エリア)」での滞在を依頼する	

		④ 疑い例のお客様に対応するスタッフは限定し、対応時にはマスク・手袋を着用する	
		⑤ 疑い例のお客様が使用した「隔離部屋(隔離エリア)」のアルコール消毒を行う	
		⑥ 疑い例のお客様が触った恐れがある個所は、アルコール消毒を行う	
【8】	客室に関して	① アルコールを使ったドアノブの消毒を行う	
		② 客室清掃時に、アルコールを使って消毒を行う	
		③ コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換する	
		④ 使用済みアメニティの廃棄を行う	
		⑤ 清掃時には客室の窓を開けて換気を行う（お客様滞在中はお客様に換気の依頼を行う）	
		⑥ テレビ、エアコンのリモコンをアルコール消毒する	
【9】	取引先に関して	① 入館時(納品時)に必ずアルコール消毒を行う	
		② 入館時(納品時)に体温チェックを求める(体温が 37.5 度以上あった場合、入館を禁じる)	
		③ 対面における不要不急な営業活動は極力断る(電話・メールによるやり取りを推奨する)	
【10】	情報発信	① セーフティーポスターを施設内の見えやすい場所に掲示する	
		② 感染予防対策への取り組みを宿泊施設公式 HP へ記載する	

※1 体調不良/新型コロナウイルス疑い例

- ・体温が 37.5 度以上
- ・息苦しさや、強いだるさ
- ・高齢者や基礎疾患のある人で発熱や咳など軽い風邪症状がある
- ・軽い風邪症状が続く
- ・味覚障害
- ・嗅覚障害